

第百六十四号議案

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

東京都民生委員定数条例（平成二十六年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

表中央区の項中「百十五人」を「百二十人」に改め、同表文京区の項中「百四十六人」を「百五十一人」に改め、同表墨田区の項中「二百十一人」を「二百八人」に改め、同表江東区の項中「三百二十六人」を「三百二十七人」に改め、同表大田区の項中「五百五人」を「五百七人」に改め、同表世田谷区の項中「六百三十六人」を「六百五十四人」に改め、同表渋谷区の項中「百九十九人」を「百九十八人」に改め、同表中野区の項中「三百九人」を「三百十一人」に改め、同表杉並区の項中「四百三十二人」を「四百三十三人」に改め、同表豊島区の項中「二百六十一人」を「二百五十八人」に改め、同表北区の項中「三百二十四人」を「三百二十三人」に改め、同表荒川区の項中「二百十五人」を「二百十六人」に改め、同表板橋区の項中「五百三十二人」を「五百三十七人」に改め、同表練馬区の項中「五百七十六人」を「五百七十七人」に改め、同表足立区の項中「五百六十三人」を「五百五十八人」に改め、同表葛飾区の項中「四百四人」を「四百七人」に改め、同表江戸川区の項中「四百三十五人」を「四百四十四人」に改め、同表武蔵野市の項中「百九人」を「百十人」に改め、同表日野市の項中「百三十三人」を「百三十四人」に改め、同表東村山市の項中「百十九人」を「百十七人」に改め、同表国立市の項中「五十七人」を「五十六人」に改め、同表東大和市の項中「六十人」を「六十一人」に改め、同表清瀬市の項中「五十五人」を「五十一人」に改め、同表大島町の項中「二十九人」を「三十人」に改める。

附 則

第百六十四号議案 東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

(提案理由)

民生委員の定数を改める必要がある。